

小諸市水道施設等指定管理業務  
要求水準書

平成 30 年 7 月

小諸市上水道課

## 目次

<b>第1章 基本事項</b> .....	<b>1</b>
1. 基本事項 .....	1
1. 1 事業目的.....	1
1. 2 対象業務及び対象施設.....	1
1. 3 事業方式.....	1
1. 4 公民共同企業体の事業方針 .....	1
2. 本事業実施に当たっての留意事項 .....	2
2. 1 実施体制について .....	2
2. 2 営業日及び営業時間について.....	2
2. 3 個人情報の保護及び秘密保持について .....	2
3. 業務の範囲.....	2
<b>第2章 業務要求水準</b> .....	<b>3</b>
1. 水道施設等維持保全業務に関する要求水準.....	3
1. 1 施設維持保全業務 .....	3
1. 2 管路維持管理業務 .....	4
1. 3 給水装置関連業務 .....	6
1. 4 消火栓関連業務.....	8
2. 水道事業運営支援業務に関する要求水準 .....	8
2. 1 水道料金等徴収業務 .....	8
2. 2 水道事務支援業務 .....	10
2. 3 各種システム及びデータ管理業務 .....	12
3. 水道施設等工事支援業務に関する要求水準.....	13
3. 1 工事関連業務 .....	13
4. 他団体支援業務に関する要求水準 .....	15
4. 1 他団体支援業務.....	15
5. 業務システム再構築業務に関する要求水準.....	15
5. 1 施設台帳作成業務 .....	15
5. 2 業務システム再構築業務.....	16
<b>第3章 業務報告及び業務モニタリング</b> .....	<b>17</b>
1. 1 業務の報告 .....	17
1. 2 業務モニタリングの実施と公表 .....	17
<b>資料 小諾市水道事業業務データ</b> .....	<b>18</b>

## 第1章 基本事項

本業務要求水準書は、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、小諸市が水道施設等の指定管理業務を公民共同企業体に行わせるに当たり、要求する業務の水準を示すものである。ただし、これらの業務は現在想定される業務であり、最終的な決定は小諸市と公民共同企業体で協議・調整を行うものとする。

### 1. 基本事項

#### 1. 1 事業目的

本業務は、民間のノウハウと資金を利用することで小諸市の水道施設の維持管理をはじめとした専門性の強化等により業務の効率化を図ると共に水道事業に関する技術力の維持向上を図り、将来も持続可能な水道事業の運営体制を整えるものである。

#### 1. 2 対象業務及び対象施設

本事業の対象業務及び対象施設は、「第2章業務要求水準」及び資料に記載のとおりである。なお、本事業は、安全・安心な水の安定供給を将来にわたり維持していくとともに、水道利用者との関係をより強固なものとする取り組みを、選定事業者の創意工夫等による業務の改善提案に求めるものであり、対象業務、対象施設以外にも改善が見込まれるものについては、常に協議の上実施していくものとする。

#### 1. 3 事業方式

本事業は、水道事業者としての事業主体、水道事業経営及び施設保有に係る業務は引き続き小諸市が担い、その他の水道事業運営に係る委託業務や施設の維持管理等の業務を包括して公民共同企業体へ管理委託する指定管理とする。

このため、水道料金については、公民共同企業体が収納に係る業務を代行し、小諸市が収入することとし、施設等の管理運営に係る費用については、小諸市が指定管理料（委託料）として公民共同企業体へ支出するものとする。

なお、本水準書に基づく指定管理は、水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の責任と権限を含めて委託する「第三者委託」とする。

第三者委託の範囲は、「水道施設維持運転管理業務」、「管路施設維持保全業務」及び「給水装置関連業務」とし、取水から給水までの業務を一括して委託するものとする。

#### 1. 4 公民共同企業体の事業方針

(1) 小諸市上水道事業基本計画及び小諸市水道ビジョン2017に則り、小諸市における水道事業の課題解決を図ると共に地域経済の発展に貢献する。

(2) 水道事業の公益性を確保した上で、民間の技術・ノウハウを生かして効率的な事業運営を行う。

(3) 将来も水道事業を持続するために必要な技術力の維持向上を図ると共に、担い手たる人材を育成する。

(4) 行政区域にとらわれず周辺事業者からの業務受託等を通じて、「業務の広域化」による広域連携を模索し、スケールメリットの発揮を図る。

## 2. 本事業実施に当たっての留意事項

### 2. 1 実施体制について

公民共同企業体は、事業を円滑かつ安定的に遂行するための実施体制を構築するため、以下の項目について配慮すること。

(1) 水道法第 24 条の 3 に基づく受託水道技術管理者を配置すること。

(2) 社内、パートナー企業、または再委託する外部組織内に業務履行上必要な能力・資質・経験を有する人員及び部門責任者を配置するなど、安全・安心な水道水を継続して供給できる体制を確立すること。

(3) 教育及び研修体制を整備し、緊急時においても利用者への影響を最小限に食い止めるための訓練等を実施すること。

### 2. 2 営業日及び営業時間について

営業日は土、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除くすべての日とし、営業時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

### 2. 3 個人情報の保護及び秘密保持について

公民共同企業体は、小諸市個人情報保護条例を遵守し、本事業を通じ知り得た個人情報を漏えいしてはならない。また、情報の管理は小諸市情報セキュリティポリシーに準じて適正に行うものとする。

なお、本事業を実施する上で知り得た業務上の情報等についても保持するものとし、第三者に漏えいしてはならず、このことは、事業終了後も同様に対応するものとする。

## 3. 業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 水道施設等維持保全業務

(2) 水道事業運営支援業務

(3) 水道施設等工事支援業務

(4) 他団体支援業務

(5) 業務システム等の再構築に関する業務

## 第2章 業務要求水準

指定管理に係る業務の要求水準は次のとおりとする。

なお、指定管理者は、自らの技術とノウハウを活用し、水道施設等の運転管理等を主体的に行い、安全・安心な水道水を安定的に供給すると共に、利用者サービスの向上に努めることを基本とする。また、各業務の遂行に当たっては、水道事業の公益性を理解し、環境負荷軽減のための取り組みを推進し、合わせて事業の効率化を図るものとする。

なお、水道施設及び管路の修繕等は、地元業者の技術力維持向上を図る必要もあるため、小諸市水道指定工事事業者（給水区域内の業者を基本とする）への発注を基本とする。

### 1. 水道施設等維持保全業務に関する要求水準

#### 1. 1 施設維持保全業務

施設とは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設並びにこれに付随する施設及び機器を対象とし、同施設を関係法令に基づき適切に管理し、安全な水を継続的に提供する業務である。

業務実施に当たっては、水道法に定められた水質基準を遵守するとともに、水量、水圧、施設点検等に関する専門的な知識を有し、かつ、常時だけでなく自然災害や水質事故などの突発事故に対しても十分な対応ができる組織体制の整備を求めるものである。

#### (1) 施設運転管理業務（定期点検業務含む）

施設運転管理業務とは、小諸市が所有する水道施設を保全し、適切な運転管理を行うものである。

##### 【主な業務】

- ①水道施設の運転管理及び定期点検
- ②水源・配水池の水量調査及び調整
- ③水量データの集計・分析
- ④巡視による水道施設及びその周辺の異常確認
- ⑤計装設備、電気設備、機械設備等の保守及び点検
- ⑥電送されていない計装機器の記録及び点検
- ⑦計装設備の異常等の確認
- ⑧次亜塩素酸ナトリウムの補充
- ⑨水道施設の修繕（大規模修繕が必要な場合は小諸市と協議）
- ⑩施設の危機管理に対する対応
- ⑪水道施設の緊急修繕
- ⑫その他附帯業務

#### (2) 水質管理業務（水道原水及び給水栓の水質検査）

水質管理業務とは、原水から給水栓に至るまでの水質を管理するものである。なお、水道法第20条の3に規定される検査施設については、原則として小諸市が構成団体で

ある佐久圏域水道水質検査協議会（以下「検査協議会」という。）を使用するものとするが、緊急の臨時検査についてはこの限りではない。

【主な業務】

- ①毎日検査の実施（色度、濁度、残留塩素濃度）
- ②定期水質検査のための原水及び浄水の取水・運搬（検査協議会を使用した場合）
- ③臨時水質検査のための取水・運搬（検査協議会を使用した場合）
- ④定期放射能検査（年3回：放射性セシウム及び放射性ヨウ素）
- ⑤水質検査計画の立案
- ⑥水質検査結果の集計及び公表
- ⑦その他附帯業務

(3) 衛生管理業務

衛生管理業務とは、水道法に基づき、職員の健康診断や水質汚濁防止措置等を行うものである。

【主な業務】

- ①水道法第21条及び水道法施行規則第16条で規定する健康診断
- ②労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第45条に規定する健康診断
- ③水質汚濁の防止措置等
- ④その他附帯業務

(4) 購買管理業務

購買管理業務とは、水道施設の維持保全等に必要な購買品の手配、納品、在庫管理及び経理事務を行うものである。

【主な購買品】

- ①次亜塩素酸ナトリウム
- ②重油、ガソリン、軽油及び灯油
- ③予備品、付属品、補用品等
- ④配水管等の修理材料
- ⑤その他附帯業務

## 1. 2 管路維持管理業務

管路維持管理業務とは、導、送、配水管及び給水管の一部を対象とし、水道水を安定して供給するため、管路の維持管理や緊急修繕を行う業務である。

業務実施に当たっては、緊急修繕への対応力や組織体制は無論の事、日常点検や配水管路図補正等の業務を民間の創意工夫により経済的、効率的に実施することを求めるものである。

(1) 管路施設緊急修繕業務

管路施設緊急修繕業務とは、導、送、配水管及び給水管の漏水事故に対し、事故発

生時に緊急修繕を行う業務である。

**【主な業務】**

- ①漏水事故等の連絡受付、内容確認
- ②漏水事故に伴う管路の緊急修繕（給水区域内の小諸市水道指定工事事業者へ発注を基本とする）
- ③管路施設の危機管理に対する対応
- ④その他附帯業務

(2) 管路施設の管理点検業務

管路施設の管理点検業務とは、導、送、配水管及び給水管を対象とした点検等を行う業務である。

**【主な業務】**

- ①目視による定期点検（水管橋・道路上の漏水等）
- ②水道管中カメラ等による調査・点検（必要に応じ）
- ③埋設物確認依頼に対する現地調査及び回答
- ④その他附帯業務

(3) 占用更新業務

占用更新業務とは、道路、河川等における占用更新申請書の作成を行う業務である。

**【主な業務】**

- ①占用更新申請書類の受付、内容確認
- ②占用更新申請書類作成及び申請
- ③その他附帯業務

(4) 配水管路図（マッピングシステム）補正管理業務

配水管路図（マッピングシステム）補正管理業務とは、導、送、配水管及び給水管を対象とし、配水管路図の追加、修正などの管理を行うものである。

**【主な業務】**

- ①建設改良工事に伴う情報の修正・登録
- ②その他既存データの修正
- ③配水管路図登録データの管理、集計及び分析
- ④その他附帯業務

(5) 漏水調査業務

漏水調査業務とは、漏水調査計画に基づき導、送、配水管及び給水装置（量水器一次側まで）及び弁栓類の漏水の有無について調査を行うものである。なお、調査区域については小諸市と協議し決定するものとする。

なお、主な業務②～④については、①漏水調査計画に基づき効果的な作業を選択するものとし、必ずしもすべての作業を行う必要はない。

### 【主な業務】

- ①漏水調査計画の立案
- ②量水器及び止水栓の目視確認及び音聴棒による調査
- ③仕切弁、消火栓、空気弁等の弁栓類に対し目視確認及び音聴棒による調査
- ④導、送、配水管路に対し、漏水探知機を使用した調査
- ⑤その他附帯業務

## 1. 3 給水装置関連業務

給水装置関連業務とは、給水装置工事申請の受付から設計審査及びしゅん工検査、また、量水器交換、漏水調査等、給水装置に係る一切の業務である。

業務実施に当たっては、給水装置主任技術者や給水装置工事事業者への指導及び水道利用者への質の高い対応を求めるものである。

### (1) 給水装置工事受付等業務

給水装置工事受付等業務とは、給水装置工事申請書類等の受付及び設計審査、竣工検査業務を行うものである。設計審査及び竣工検査は、小諸市給水装置設計・施工基準に則り行うものとする。

### 【主な業務】

- ①給水装置工事申請受付・設計審査
- ②道路占用申請受付・内容審査及び申請
- ③許可書及び納付書の発行
- ④給水分岐立会及び分水検査
- ⑤給水装置工事しゅん工検査
- ⑥区域外給水への対応
- ⑦給水装置設計・施工基準の作成
- ⑧指定工事事業者の申請受付
- ⑨その他附帯業務

### (2) 加入金・各種手数料及び負担金請求業務

加入金・各種手数料及び負担金請求業務とは、指定工事事業者より支払われる加入金・各種手数料及び負担金の請求を行うものである。

### 【主な業務】

- ①加入金の請求
- ②設計審査、しゅん工検査手数料の請求
- ③分水検査手数料の請求
- ④設計、監督手数料の請求
- ⑤指定工事事業者申請手数料の請求
- ⑥工事負担金の請求



⑦水資源保全負担金の請求

⑧その他附帯業務

(3) 給水台帳及び配水管路図補正管理業務

給水台帳及び配水管路図補正管理業務とは、給水装置の申請・竣工の都度、給水台帳及び配水管路図に給水装置等を追加・修正するなど管理を行うものである。

【主な業務】

①給水台帳作成及び管理

②給水申請に伴う配水管路図の追加・修正及び登録

③その他附帯業務

(4) 量水器管理業務

量水器管理業務とは、年度毎の計画に基づき、量水器の購入手配・交換作業、在庫管理や撤去した量水器の廃棄を行うものである。

なお、量水器は小諸市の貯蔵品となるため、調達及び管理については小諸市と事前に協議を行うこと。また、メーターボックスも旧基準のボックスとの交換分となるため、購入に際しては小諸市と調整を行うこと。

【主な業務】

①量水器の購入手配及び入出庫管理

②メーターボックスの購入及び入出庫管理

③量水器及びメーターボックスの受け取り及び引き渡し

④検定満了による量水器の定期交換

⑤その他附帯業務

(5) 給水装置等修繕業務

給水装置等修繕業務とは、不良量水器の交換や一次側（小諸市管理）の給水管等の修繕及び、これに必要な資材管理等を行うものである。

【主な業務】

①不良量水器（曇りメーター等）の交換

②不良メーター止水栓の交換及び修繕

③給水修理資材の購入及び管理

④その他附帯業務

(6) 開発許可申請支援業務

開発許可申請支援業務とは、開発者又はその代理人による開発許可申請について、協議・審査及び検査の支援を行うものである。

【主な業務】

①開発許可申請に関する調整

②その他附帯業務

## 1. 4 消火栓関連業務

消火栓関連業務とは、**小諸市及び消火栓管理市**と調整し、消火栓の設置、移設、修繕等を行う業務である。

### (1) 消火栓設置業務（受託工事）

消火栓設置業務とは、**小諸市からの依頼により消火栓の設置を行うものである。消火栓の設置は、区からの設置要望書が消防署及び消火栓管理市を經由し水道事業者に提出されるため、小諸市と調整の上で工事を行うものとする。**

**なお、設置費用は原則として依頼者負担となるため、必要な費用については小諸市と調整を行うものとする。**

#### 【主な業務】

- ①消火栓設置申請の内容確認
- ②小諸市（上水道課）との調整
- ③設置場所の立会
- ④消火栓の設置
- ⑤工事負担金の請求及び収納
- ⑥その他附帯業務

### (2) 消火栓移設及び修繕業務

消火栓移設及び修繕業務とは、消火栓設置市と調整し、消火栓移設及び修繕を行うものである。ただし、移設の原因が依頼者都合の場合は、その費用が依頼者負担となる場合もあるため、小諸市及び消火栓設置市との調整を密に行うものとする。

## 2. 水道事業運営支援業務に関する要求水準

### 2. 1 水道料金等徴収業務

水道料金等徴収業務とは、検針から料金収納までの一連の業務及び加入金や各種手数料等の収納業務である。

業務実施に当たっては、各種業務を滞りなく処理できる能力や個人情報管理の管理体制は無論の事、水道利用者の窓口として高いコミュニケーション能力も求めるものである。

なお、水道料金の収納業務における現年度分及び過年度分の収納率については、年度当初に目標を設定するものとし、目標の設定に当たっては、小諸市の承認を得なければならない。

#### (1) 検針業務

検針業務は、水道料金等の計算の基礎となる使用水量を算出し、水道料金等を算定する業務である。

検針時に使用するハンディターミナル等及び付属消耗品は、公民共同企業体において準備することを**基本とし**、その保守も同様とする。ただし、業務の引継ぎの関係上、

原則として平成 32 年 10 月までは小諸市指定のシステムを使用するものとする。

**【主な業務】**

- ①検針データの作成
- ②定期検針
- ③異常水量調査（再検針や漏水及び無届使用等の調査）
- ④検針員の指導及び研修
- ⑤閉栓届等に基づく検針
- ⑥持ち帰り検針票の発送
- ⑦検針時における小諸市から利用者に対するお知らせ等の配布
- ⑧その他附帯業務

(2) 受付業務

受付業務とは、来庁した利用者等（利用者等からの電話・FAX 等も含む）からの各種届出の受付及び受理、水道料金等の収納及び問い合わせに対応するものである。

**【主な業務】**

- ①開栓届・閉栓届及び撤去届の受付・処理
- ②異動届の受付・処理
- ③口座振替申込み受付・処理
- ④納入通知書の再発行
- ⑤減免申請の内容確認及び受付
- ⑥納付済証明書等の申請受付及び発行
- ⑦窓口への来庁者及び電話の対応
- ⑧給水装置工事（新設・改良等）に伴うデータ入力
- ⑨その他附帯業務

(3) 調定・収納業務

調定・収納業務とは、水道料金の調定及びその収納、並びに加入金、手数料等を収納及び過誤納金の還付事務を行うものである。還付の支払方法は、原則として銀行振込とし、還付金の滞納料金等への充当も業務に含めるものとする。

なお、合わせて下水道使用料の収納も行うことを原則とするが、業務内容の詳細等については小諸市下水道課と協議の上、別に契約するものとする。

**【主な業務】**

- ①調定及び更正に関する事務（納付書発送、資料作成及び報告等）
- ②使用量の認定に関する事務
- ③口座振替に関する事務（各金融機関への振替依頼、FD作成、振替不能処理等）
- ④水道料金等の収納及び消し込み処理（コンビニ収納等を含む）
- ⑤過誤納金の還付及び充当に関する事務（内容確認、資料作成及び報告等）
- ⑥収入日計表及び月計表等の作成及び報告

⑦料金等精算業務

⑧その他附帯業務

(4) 閉開栓業務

閉開栓業務とは、使用者からの届出に基づきメーター止水栓を開閉する作業をするものである。

【主な業務】

①現地での閉開栓作業

②量水器の現地調査（異常等）

③日報の作成及び報告

⑤その他附帯業務

(5) 滞納整理業務

滞納整理業務とは、納期限を経過してもなお未納となっている使用者に督促状を発送し納付を促すとともに、使用者等宅に訪問し、水道料金等の請求・収納を行うものである。また、**小諸市が執行する給水停止に伴う閉開栓作業等を行うものとする。**

【主な業務】

①督促状、催告状の発送及び給水停止予告通知書等の発送

②電話督促、訪問徴収等

③**給水停止に伴う閉開栓作業**

④**滞納者との交渉記録の作成**

⑤不納欠損対象者リストの作成

⑥無届転居等の調査

⑦その他附帯業務

(6) 電子計算処理業務

電子計算処理業務とは、コンピュータ機器の運用管理、ネットワーク管理、システムの運用保守管理、データの保守管理、データの入力照会（照会・発行処理・異動処理）及び水道料金等の算定、納入通知書、調定資料等の出力等をするものである。

【主な業務】

①コンピュータ機器、端末機の運用

②システムの運用

③データ入力処理、異動処理、発行処理、照会処理

④データの保守管理

⑤各種帳票類の出力処理及び管理

⑥その他附帯業務

## 2. 2 水道事務支援業務

水道事務支援業務とは、各種計画策定の支援、予算・決算、資産管理の支援及び各種

伝票の発行等を行う業務である。

(1) 各種計画策定支援業務

各種計画策定支援業務とは、小諸市上水道事業基本計画、小諸市水道ビジョン及び経営戦略、実施計画等の各種計画について、専門的・技術的見地から策定及び進捗状況（モニタリング）、見直し（ローリング）の支援を行うものである。

【主な計画等】

- ①小諸市上水道事業基本計画
- ②小諸市水道ビジョン及び経営戦略
- ③実施計画及び更新計画
- ④アセットマネジメント
- ⑤配水計画及び水利用計画（未策定）
- ⑥水安全計画（未策定）
- ⑦その他附帯業務

(2) 予算及び決算事務支援業務

予算及び決算事務支援業務とは、小諸市と調整し、予算関係及び決算関係書類の作成を支援する業務を言う。

(3) 経理事務支援業務

経理事務支援業務とは、小諸市と調整し、企業債の借入・償還及び台帳管理、各種保険加入及び更新、会計諸帳簿の整理保管、監査資料、消費税及び地方消費税申告書の作成の支援等を行うものである。

(4) 固定資産台帳管理業務

固定資産台帳管理業務とは、小諸市水道事業における固定資産台帳の管理を行うものである。

(5) 貯蔵品管理業務

貯蔵品管理業務とは、小諸市水道事業における貯蔵品の管理及び不用物品の処分等を行うものである。

(6) 備消耗品出納管理業務

備消耗品出納管理業務とは、小諸市水道事業における備消耗品の出納管理を行うものである。

【主な業務】

- ①小諸市所有の修理資材等の入出庫管理
- ②災害時用準備品（自立式給水袋等）の購入・管理

(7) 機材等管理業務

機材等管理業務とは、小諸市から貸与される車両や機材等の保守及び管理を行うものである。

【主な業務】

- ①給水車・給水タンク等の保守及び管理
- ②工事中機材等の保守及び管理
- ③その他機材・機器等の保守及び管理

(8) 総務関連業務

総務関連業務とは、小諸市水道事業における総務関連事務を行うものである。

【主な業務】

- ①破産等裁判所申出手続に関する事務
- ②税務署、警察署、裁判所等照会文書回答に関する事務
- ③事業年報作成に関する事務
- ④防災訓練に関する事務
- ⑤水道週間等各種イベントに関する事務
- ⑥郵便物收受に関する事務
- ⑦統計・調査に関する事務
- ⑧情報発信に関する事務
- ⑨臨時用水及び受水槽等の使用に関する事務
- ⑩その他附帯業務

(9) 広報関連業務

広報関連業務とは、小諸市と協力して水道事業等に関する情報を管理発信すると共に、水道施設見学会、上水道市民懇談会、各種イベント等を行うものである。

- ①公民共同企業体独自によるホームページの更新及び情報発信
- ②小諸市上水道事業のホームページとの連携と更新等の支援
- ③水道施設の施設見学会の日程調整・対応業務
- ④上水道市民懇談会開催支援
- ⑤小諸市上水道事業主催イベント等の開催支援
- ⑥小諸市が指定するイベントへの参加支援（ふーどまつり等）
- ⑦水道ガイドブックの発行支援
- ⑧その他附帯業務

## 2. 3 各種システム及びデータ管理業務

各種システム及びデータ管理業務とは、水道料金システム、企業会計システム、マッピングシステム（配水管路図）、施設監視システムの各種システムの保守管理及びこれに付随するデータ管理を行うものである。

なお、施設監視システムを除く各種システムについては、業務引継ぎの関係上、平成 32 年 10 月までは小諸市指定のシステムを使用することを原則とするが、以降については公民共同企業体で調達・管理することを基本とする。ただし、現行システムを継続使用することは妨げない。

#### (1) 各種システム調達・管理業務

各種システム調達・管理業務とは、小諸市水道事業における各種システムの調達及び保守管理を行うものである。なお、個人情報を含むため、各種システムの取扱いについては小諸市個人情報保護条例を遵守し、**情報管理については小諸市情報セキュリティポリシーに準ずるものとする。**

##### 【主な業務】

- ①マッピングシステムの調達・保守管理
- ②水道料金システムの調達・保守管理
- ③企業会計システムの調達・保守管理
- ④施設監視システムの保守管理
- ⑤ネットワーク環境の構築・保守管理
- ⑥その他附帯業務

#### (2) データ管理業務

データ管理業務とは、システムに付随する各種データの管理及び集計・分析を行うものである。

##### 【主な業務】

- ①配水量の集計及び分析
- ②有収水量（調定水量）の集計及び分析
- ③給水人口、給水戸数の集計及び分析
- ④水道事業ガイドライン業務指標の作成
- ⑤施設・設備データの更新及び集計
- ⑥施設台帳の整備及び管理
- ⑦決算統計調査用資料及び水道統計調査の作成
- ⑧その他附帯業務

### 3. 水道施設等工事支援業務に関する要求水準

#### 3. 1 工事関連業務

工事関連業務とは、水道施設及び管路の工事等を行う上で必要となる設計・発注支援・施工監理を一括して行うものである。工事の発注は小諸市が行うため、現地調査及び資料収集、基本設計、詳細設計、変更設計及び必要な申請書類の作成等を行うと共に発注の支援も行うものとし、これに関する補助金や交付金、起債の申請等についても書類作成等の支援を行う。なお、各種設計については、申請書類の提出に支障がないよう業務を行うものとする。

また、4条予算により設計業務を委託するような大規模工事及びDB方式等による工事に関しても小諸市と協議の上、必要な支援を行うものとする。

なお、公民共同企業体が設計支援等を行った工事を公民共同企業体が受注することはできない。

(1) 設計業務

設計業務とは、対象施設等の工事等を行う上で必要となる設計を行うもので、詳細設計、変更設計及び必要な申請書類の作成等を行うものである。

【主な業務】

- ①現地調査及び資料収集
- ②基本設計
- ③詳細設計
- ④変更設計
- ⑤図面作成
- ⑥設計単価の作成
- ⑦市負担修理工事単価表の作成
- ⑧その他附帯業務

(2) 発注支援業務

発注支援業務とは、小諸市水道事業において工事を発注する際に、円滑に発注作業を行えるように支援作業を行うものである。

【主な業務】

- ①予算の提案
- ②工区割り等の検討
- ③発注区分の検討
- ④入札図書の作成
- ⑤契約図書の作成
- ⑥発注時統一事項及び水道工事標準仕様書の補完
- ⑦その他附帯業務

(3) 施工監理業務

施工監理業務とは、設計後発注された工事の工程監理、施工監理、品質監理を行い、工事の円滑な進捗及び完成を目的とする監督職員の業務を行うものである。

【主な業務】

- ①立会業務
- ②関係機関との調整・苦情処理業務
- ③断通水作業
- ④検査業務
- ⑤現場監理報告業務
- ⑥その他附帯業務

(4) 工事関連支援業務



工事関連支援業務とは、補助金・交付金申請、企業債借入等、建設改良工事等に関する書類作成等の支援を行うものである。

**【主な業務】**

- ①補助金・交付金等の申請関係書類及び図面等の作成
- ②下水道等工事移転補償に関する事務
- ③工事負担金等物件移転補償契約に関する事務
- ④資材単価表の作成
- ⑤道路占用申請等の作成
- ⑥その他附帯業務

**4. 他団体支援業務に関する要求水準**

**4. 1 他団体支援業務**

他団体支援業務とは、災害等により他団体より小諸市への派遣要請があった場合、人員及び給水車等を派遣するものである。

なお、派遣の決定は事業主体である小諸市が判断するものとし、これに要する費用は原則として小諸市が負担するものとする。

(1) 応援給水業務

応援給水業務とは、小諸市からの派遣要請に基づき、給水車及び必要な人員を他団体へ派遣するものである。

(2) 技術支援業務

技術支援業務とは、小諸市からの派遣要請に基づき、復旧のための技術支援のための人員を他団体へ派遣するものである。

(3) その他支援業務

その他支援業務とは、小諸市からの派遣要請に基づき、災害等の復旧支援のため、人員や設備を他団体へ派遣するものである。

**5. 業務システム再構築業務に関する要求水準**

**5. 1 施設台帳作成業務**

施設台帳作成業務とは、改正水道法に基づく施設管理台帳を作成する業務である。

なお、施設台帳には以下の項目を必ず掲載すること。

- ①施設名
- ②施設区分
- ③所在地
- ④構造等

- ⑤施設能力
- ⑥機械設備等設置状況
- ⑦設備整備点検状況

## 5. 2 業務システム再構築業務

業務システム再構築業務とは、現在小諸市で使用している「水道料金システム」「企業会計システム」「施設監視システム」「マッピング（配水管路図）システム」の各システムの再構築を行うものである。

### (1) 調査・研究業務

調査・研究業務は、現行の各種システム及び代替え可能なシステムについて、調査・研究を行い、操作性、管理体制、セキュリティ、コストパフォーマンス、他システムとの連携等について研究結果報告書をまとめ、小諸市に提案するものとする。

また、システムの再構築に合わせ、旧御牧ヶ原水道地区配管図のデジタル化、御代田町・軽井沢町における施設所在地周辺の背景図構築も行うものとする。

ただし、「水道料金システム」及び「企業会計システム」は、小諸市下水道課との連携が必要となることから、基本的に小諸市とのネットワーク構築を基本とする。

なお、現行システムの概要については、資料の「2. 事業概要」「⑥業務システム」参照のこと。

### (2) システム再構築業務（平成 33～35 年度）

システム再構築業務は、上記の提案に基づき、各種システムの再構築を行うものである。なお、再構築の最終的な判断は提案に基づき小諸市が行うものとし、これに要する費用は小諸市と協議し決定するものとする。

### **第3章 業務報告及び業務モニタリング**

業務報告及び業務モニタリングは次のとおり実施するものとする。

#### **1. 1 業務の報告**

業務の報告は、指定管理の基本協定書に基づき実施するものとする。

#### **1. 2 業務モニタリングの実施と公表**

小諸市は、要求水準の達成状況について業務モニタリングを実施し、業務状況の検証・確認を行うものとする。また、業務モニタリングに基づく評価を行い、ホームページで公表するものとする。

## 資料 小諸市水道事業業務データ

### 1. 管理施設

管理施設は、小諸市水道事業において管理している施設一式であり、これらに附帯する設備一式を含む。

施設管理等を行う施設は、主として①水源、②配水池、③その他施設であり、その他にも管路及び減圧弁等についても管理を行うものとする。

#### ①水源

水源名	種別	水源水量 (適正揚水量)	計画取水量	備考	水源名	種別	水源水量 (適正揚水量)	計画取水量	備考
		m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日				m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
野馬取水源	野馬取水源(東)	4,908	4,133		西新田水源 φ300 H=200.0m	地下水 (深層水)	1,214	395	
	野馬取水源(西)				細久保水源 φ250 H=190.0m	地下水 (深層水)	793	106	
	本町水源				舟ヶ沢水源	湧水	410	400	菱野簡水
	荒町水源				宇坪入水源	湧水	346	346	菱野簡水
	隈部水源				小姓水源	湧水	228	200	菱野簡水
柏木水源	湧水	665	550		筒井沢水源(予備) φ300 H=250.0m	地下水 (深層水)	(1003)	0	緊急用
郷土水源	湧水	504	504		台地一号井戸 φ300 H=200.0m	地下水 (深層水)	(142)	0	緊急用
宇坪入第二水源	湧水 (購入水)	3,024	1,173		風張水源(予備) φ250 H=125.5m	地下水 (深層水)	(504)	0	緊急用
水石水源(糠地第二)	湧水	596	450		乗瀬深井戸(予備) φ300 H=120.0m	地下水 (深層水)	(403)	0	休止中
弁天水源	湧水	904	469		北山第二水源	地下水 (深層水)			未整備
追分第二水源 φ350 H=125.0m	地下水 (深層水)	2,066	936		七尋石水源	地下水 (深層水)			未整備
追分第三水源 φ350 H=125.0m	地下水 (深層水)	3,478	1,577		水深井戸一号 φ300 H=150.0m	地下水 (深層水)			廃止
追分第四水源 φ350 H=125.0m	地下水 (深層水)	3,276	1,487		水深井戸二号 φ300 H=162.0m	地下水 (深層水)			廃止
北山水源(糠地第一) φ250 H=105.0m	地下水 (深層水)	370	151		旧入小姓水源				廃止
入小姓水源 φ250 H=31.0m(上部) φ200 H=81.0m(下部)	地下水 (深層水)	2,016	2,000		坂保東中水源地				廃止
上深沢水源 φ350 H=100.0m	地下水 (深層水)	514	400		上の平水源				廃止
水石第二水源 φ300 H=200.0m	地下水 (深層水)	3,024	2,507		滝原水源				廃止

※休止中・未整備・廃止等についても用地及び敷地等の管理を行う。

## ②配水池

配水池名	構造	築造年度	貯水量(m <sup>3</sup> )	備考	配水池名	構造	築造年度	貯水量(m <sup>3</sup> )	備考
坂の上配水池	RC造	T13	1,440		柏木配水池	PC造	H8	500	
北霞配水池	RC造	T15	180		乗瀬配水池(2池)	PC造	S41	3,000	
軽石配水池	RC造	S34	500		御影配水池	PC造	H8	3,000	
大久保配水池	RC造	S57	100		諸配水池	PC造	H5	500	
中山配水池	RC造	H8	300		西小諸配水池	RC造	S52	100	
高津屋配水池	RC造	S55	40			PC造	S59	500	
藤塚配水池	RC造	S35	114		新家配水池	PC造	S50	100	
八満配水池	RC造	S35	78		上深沢配水池	PC造	H4	500	
古牧配水池	RC造	S41	50		鴫久保配水池	PC造	S53	514	
宮沢配水池	RC造	S33	20		御牧ヶ原配水池	PC造	S63	602	
大杭配水池	RC造	H4	50		若宮配水池	SUS造	H9	500	
後平高区配水池	RC造	S54	110		新大久保配水池	SUS造	H27	1,020	
後平低区配水池	RC造	S54	140		菱野配水池	RC造	S34	50	菱野簡水
糠地配水池	RC造	S29	40		西久保配水池	RC造	S34	40	菱野簡水
井子配水池	RC造	S29	45		宇坪入配水池	RC造	S55	140	菱野簡水
芝生田配水池	RC造	S29	60		小姓配水池	RC造	S34	100	菱野簡水
滝原配水池	RC造	S33	100		中央配水池	PC造	S52	3,000	菱野簡水
西新田配水池	RC造	S33	26		塩野配水池	RC造			廃止
本郷配水池	RC造	S33	32		高峰配水池	RC造			廃止
氷配水池	RC造	S48	48		水出配水池				廃止
野馬取配水池	PC造	S44	100		大久保低区配水池	RC造			廃止
郷土配水池	PC造	S60	2,000		平原配水池	RC造			廃止
丸山配水池	PC造	S48	200		糠塚配水池				廃止
	PC造	S58	1,000		上の平配水池				廃止
南ヶ原配水池	PC造	S62	500		小姓薬師上配水池	RC造			廃止

※廃止等についても用地及び施設等の管理を行う。

### ③その他主要施設

施設・設備名	構造	築造年	能力等 (m <sup>3</sup> )	施設・設備名	構造	築造年	能力等 (m <sup>3</sup> )
追分送水ポンプ場	RC造	S53	4,500	中 棚 減 圧 槽	RC造	S33	30
宇 坪 入 接 合 井	RC造	(S55)	5	千 曲 減 圧 槽	RC造	(S43)	3
鞍 掛 接 合 井	RC造	T13	4	菱野第一接合井	RC造	S34	3
軽 石 接 合 井	RC造	T13	4	菱野第二接合井	RC造	S34	3
松 井 接 合 井	RC造	T13	4	稲 荷 接 合 井	RC造		
飼 場 接 合 井	RC造	S54	31.5	鴫久保減圧槽			廃 止
七 曲 減 圧 槽	SUS造	H9	65	御牧ヶ原浄水場	RC造		廃 止
囃 接 合 井	RC造	T13	4	氷 導 水 ポ ン プ 場	RC造		廃 止
飯 綱 山 減 圧 槽	RC造	H12	7.5	市 町 緩 和 井			使用中止
水石第一減圧槽	RC造	H10	15	南ヶ原接合井			使用中止
水石第二減圧槽	RC造	H10	10	南部第1減圧槽	RC造		使用中止
氷 減 圧 槽	RC造	S47	3	大 杭 減 圧 槽	RC造		使用中止
南部第二減圧槽	SUS造	H7	12				

※廃止等についても用地及び施設等の管理を行う。

### ④管路延長(平成 29 年度末)

	種別	鋳鉄管	鋼管	硬質ビニール管	ステンレス管	ポリエチレン管	石綿管	その他	総計
	上水道	導水管	8,640.9	1,561.3	5,370.5	0.0	2,589.3	908.8	0.0
送水管		20,844.9	5,532.1	1,585.1	0.0	0.0	64.2	0.0	28,026.3
配水管		309,593.8	53,547.4	90,353.6	1,222.8	40,252.7	3,667.8	768.9	499,406.9
排泥管		1,913.4	878.6	1,189.0	35.0	5.1	314.5	408.0	4,743.6
揚水管		0.0	1,220.8	1,008.7	0.0	0.0	112.9	0.0	2,342.4
小計		340,993.0	62,740.2	99,506.8	1,257.8	42,847.1	5,068.1	1,176.8	553,589.8
内幹線管路		29,485.8	7,093.4	6,955.6	0.0	2,589.3	972.9	0.0	47,097.0
簡易水道	導水管	200.2	230.2	487.5	0.0	1,380.1	485.7	0.0	2,783.7
	送水管	28.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.9
	配水管	8,099.1	2,313.0	0.0	0.0	1,224.8	2.2	0.0	11,639.1
	排泥管	0.0	31.5	306.0	0.0	6.3	156.1	11.6	511.5
	小計	8,328.2	2,574.7	793.4	0.0	2,611.2	644.0	11.6	14,963.2
	内幹線管路	229.2	230.2	487.5	0.0	1,380.1	485.7	0.0	2,812.6
合計	349,321.3	65,314.9	100,300.2	1,257.8	45,458.3	5,712.1	1,188.5	568,553.0	
内幹線管路	29,714.9	7,323.6	7,443.0	0.0	3,969.4	1,458.6	0.0	49,909.6	
構成比	61.4%	11.5%	17.6%	0.2%	8.0%	1.0%	0.2%	100.0%	

## ⑤減圧弁

No.	設置場所	機種名	口径	製造年	耐用年数	経年化年	出口圧力	備考
1	乗瀬	MRE-100	300	2012	17	2029	0.20	
2	御影	MRC-100	250	1985	17	2002	0.20	
3	和田	MRC-100	150	1994	17	2011	0.31	
4	芝宮	MR-100	150	1980	17	1997	0.39	
5	三岡	MRC-100	150	2001	17	2018	0.35	
	坂保							休止中
	南ヶ原							休止中
6	南ヶ原下	MRE-100	200	2004	17	2021	0.20	
7	石峠上	MRF-100	100	2008	17	2025	0.40	
8	石峠下	MRC-100	100	1996	17	2013	0.29	
	学舎前							休止中
9	七曲	MRC-100	200	1996	17	2013	0.20	
10	天池東	MR-100	200	1978	17	1995	0.35	
11	天池西	MRC-100	100	1993	17	2010	0.20	
	軽石							休止中
12	中沢大橋	MRC-100	125	1991	17	2008	0.20	
13	松井上	MRC-100	100	1987	17	2004	0.25	
14	松井下	MRC-100	100	2002	17	2019	0.29	
	山崎町							休止中
15	下郷土	MRF-100	100	2008	17	2025	0.30	
16	中松井	MR-100	200	1978	17	1995	0.50	
17	八満	MRC-100	75	1994	17	2011	0.27	
	坂の上	MR-100	200	1978				休止中又は点検不要
18	東小諸駅	MRE-100	75	2005	17	2022	0.45	
19	黒橋	MRE-100	100	仮設減圧弁	17	-	0.30	
	東沢							休止中
20	南町	MRC-100	100	1995	17	2012	0.45	
21	城下	MRC-100	100	1991	17	2008	0.50	
22	丸山	MRC-100	100	1991	17	2008	0.29	
23	糠地	MRC-100	100	2001	17	2018	0.29	
24	糠地天池	MRC-100	100	2001	17	2018	0.20	
25	新池	MRC-100	100	2003	17	2020	0.25	
26	井子	MRC-100	100	1994	17	2011	0.20	
27	新家	MRC-100	100	2003	17	2020	0.20	
	芝生田	BP型	100	1975				休止中又は点検不要
28	押出	MRC-100	75	1993	17	2010	0.29	
29	塩野東	MRC-100	250	2000	17	2017	0.20	
30	東沢下	MRC-100	75	2002	17	2019	0.35	
31	四ツ谷	MRE-100	100	2003	17	2020	0.29	
32	塩野西	MRE-100	100	2005	17	2022	0.15	
33	御影下	MRF-100	100	2009	17	2026	0.60	
34	滝原下(工業団地系)	MRF-100	100	2010	17	2027	0.40	
35	滝原下(配水池系)	MRF-100	150	2014	17	2031	0.20	
36	滝原上(長倉神社上)	MRF-100	100	2010	17	2027	0.30	
37	西八満	MRF-100	100	2011	17	2028	0.35	
38	平原	MRF-100	100	2011	17	2028	0.45	
39	耳取	MRF-100	75	2011	17	2028	0.45	
40	市町	MRF-100	100	2012	17	2029	0.45	
41	柏木	MRF-100	150	2013	17	2030	0.50	
42	東丸山	MRF-100	150	2013	17	2030	0.55	
43	平林	MRF-500	150	2013	17	2030	0.32	
44	菱野	MRF-500	75	2013	17	2030	0.40	菱野簡水
45	イトーピア小諸別荘内1	MRF-100	100	2012	17	2029	0.39	旧御牧ヶ原
46	イトーピア小諸別荘内2	MRC-100	100	1993	17	2010	0.25	旧御牧ヶ原
47	イトーピア小諸別荘入口	MRF-100	100	2009	17	2026	0.50	旧御牧ヶ原
48	草笛ランド別荘	MRF-100	100	2008	17	2025	0.45	旧御牧ヶ原
49	小諸南ハiest別荘	MRC-100	100	1990	17	2007	0.20	旧御牧ヶ原
50	鶯久保	MRF-100	100	2017	17	2034	0.20	旧御牧ヶ原

## 2. 事業概要

### ①水道事業の概要(簡易水道含む)

項 目	数値等
計画給水人口	44,707 人
計画給水区域面積	78.10 km <sup>2</sup>
計画一日最大給水量	25,892 m <sup>3</sup>
簡易水道の数	1
平成 29 年度末現在給水人口	43,945 人
平成 29 年度末現在給水戸数(世帯数)	19,075 戸
平成 29 年度末給水普及率	99.5%
年間配水量(平成 29 年度)	6,106,453 m <sup>3</sup>
年間有収水量(平成 29 年度)	4,884,004 m <sup>3</sup>
有収率(平成 29 年度)	79.98%
一日最大配水量(平成 29 年度)	23,987 m <sup>3</sup>
稼働水源数	19
稼働配水池数	40
稼働浄水場数	0
総管路延長(導・送・配・排・揚)	568,553m
法定耐用年数を経過した管路延長(導・送・配)	168,203m
管路経年化率(導・送・配)	30.0%
水道料金の形態	逓増性

### ②管理業務

項 目	数値等
浄水施設管理(常駐)	なし
施設管理(巡視)	週3回(全施設2週間サイクル)
施設管理(次亜塩補充)	直営(箱)及びローリー
施設管理(清掃・草刈等)	委託
水質毎日検査(残塩・色・濁り)	委託
設備保守等(計装・動力・送配水設備等)	個別委託
職員当番制度(夜間・休日)	あり
業者当番制度(夜間・休日)	なし(平成 27 年度より廃止)



③管路修繕業務

項 目	数値等
管路事故件数(断水 100 件以上)(平成 29 年度)	0件
管路事故件数(断水 100 件未満)(平成 29 年度)	6件
給水管事故件数(平成 29 年度)	102 件

④検針業務

項 目	数値等
検針期間及び料金徴収期間	2ヶ月(地区を2つに分けての隔月)
年間検針件数	約 137,500 件
年間調定件数	約 119,400 件
新規開設の年間件数	約 80 件
現状の検針形態	委託
現状の検針人数(内毎月検針対応者)	12 人(9人)
空き家の検針実施	実施
下水道メーター(井戸等)の検針	実施
簡易水道の検針形態、検針サイクル	メーター未設のため未実施
下水道使用料の請求	水道料金とあわせて請求

⑤収納業務

項 目	数値等
定例集金制度	無し
給水停止の実施	あり
給水停止の条件	2期滞納
給水停止 年間執行件数	約 200 件
給水停止 執行スケジュール	月～水曜日間で1日
給水停止 方法	止水栓で閉栓
給水停止 解除待機の時間帯	20 時 00 分まで
給水停止 深夜等の解除対応	対応しない
減免件数(年間)	約 600 件
現状の収納形態	職員
滞納に下水道使用料等が含まれているか	含まれる
不納欠損	実施
コンビニ収納の実施	実施
営業時間外の対応	原則として対応しない

⑥業務システム

項 目	数値等
現在の料金システムの導入年	平成 24 年度
料金システムメーカー及びシステム名	【メーカー】(株)電算 【システム】Warm's. NET
料金システムハードウェア納入業者	株式会社 電算
現場滞納集金システム	無し
現場精算システム	無し
現在の企業会計システムの導入年	平成 13 年度
企業会計システムメーカー及びシステム名	【メーカー】(株)電算 【システム】PeascⅢ
現在のマッピングシステムの導入年	平成 13 年度 (平成 23 年システムバージョンアップ)
マッピングシステムメーカー及びシステム名	【メーカー】フジ地中情報(株) 【システム】Fmap
現在の施設監視システムの導入年	平成 26 年度
施設監視システムメーカー及びシステム名	【メーカー】日本ソフト開発(株) 導入:(株)マナテック 【システム】SofinetCloud

⑦給水申請受付関係

項 目	数値等
給水申請の年間件数	約 200 件
道路占用の年間件数	約 100 件
分水検査の年間件数	約 100 件

⑧建設改良工事等件数(工事支援業務関係)

項 目	数値等
4条工事件数(平成 29 年度)	32 件
3条修繕工事件数(平成 29 年度)	31 件
消火栓新設件数(過去平均)	約 4 件